

第5章 運営計画

ここでは、札幌博物館の運営方式や運営体制について整理していきます。

1. 運営方式の考え方

現在の日本の公立博物館の運営方式は、自治体の直営方式と指定管理者方式が中心となっています。

自治体による直営方式は、効率性において指定管理者制度に劣る可能性がある一方で、市の意向が反映され、継続的・安定的に事業が実施されるという利点があります。

一方、指定管理者制度は、民間のノウハウを活かした効率的な事業展開が期待できるものの、指定管理者が交代する可能性があることから継続性の面では直営に劣ります。

また、平成25（2013）年10月に地方独立行政法人法施行令が改正され、公立博物館も地方独立行政法人として運営が可能となり、一部の地方自治体では所管する博物館の地方独立行政法人化を検討しています。

札幌博物館では、これまで述べてきたとおり、“人とつながり 街にひろがるネットワーク型ミュージアム”を目指しており、札幌の独自性を自然史の視点から探求しつつ、市民や関係機関等とのつながりを構築していきたいと考えていることから、それらの活動に最適な運営方式について引き続き検討していきます。

2. 柔軟かつひらかれた運営体制

（1）組織の考え方

札幌博物館では、他都市の例なども参考にしながら、必要な組織について検討していきます。

また、札幌博物館における特徴的な事業の一つであるつながり創出事業を感動伝達事業、地域課題解決事業と相互に関連させながら、館全体の活動を街全体に広げ、連携させていく調整役の人材として、コーディネーターの配置についても検討を進めていきます。

さらに、庁内の人材活用はもちろん、市内の大学、関係機関等との人事交流などについても積極的に検討していきたいと考えています。

なお、これら組織の考え方については、運営方式に応じて編成を考えていく必要がありますので、今後、運営方式とあわせて検討を進めていきます。

(2) 市民の活動への参画登録制度の検討

札幌博物館を市民による活動の場として気軽に利用してもらうとともに、事業の企画や運営に参画してもらうことを目的として、市民の参画登録制度の構築を検討していきます。

登録メンバーの方には札幌博物館の施設・設備を安全、快適に使用するための研修を受講してもらい、いつでも標本作製や、事業の企画・運営などの活動を行えるようにします。単に展示を見たり、事業に参加したりするだけにとどまらず、札幌博物館を成長させるメンバーの一員になってもらうことで、市民に「私の博物館」としての愛着を感じてもらうことを目指します。

(3) 外部の有識者で構成する評価委員会

外部の有識者で構成した博物館活動を評価する委員会を設け、札幌博物館が、その使命に即した活動を行っているかどうかを、定期的に点検・評価するとともに、博物館活動で得た成果を行政の施策に活かす方策を館長等に助言する制度を検討をしていきます。

3. 誰もが気軽に利用できる開館形態

多くの市民や観光客にいつでも気軽に利用していただけるように、望ましい開館日時や利用料金を検討します。

(1) 開館日

収蔵資料や展示、施設の維持管理を適切に行う必要があることから、一定の休館日や、資料の整理、展示更新などに伴う特別休館日を設けることを検討します。

(2) 開館時間

管理運営の効率性とのバランスを考慮しつつ、多くの人が利用しやすい開館時間を設定していきます。

観光シーズンや週末、企画展や各種イベント開催時等には開館時間を変更するなど、利用者の要望や集客を考慮しながら、柔軟に対応できるよう検討します。

(3) 利用料金（入館料等）

博物館法¹⁵第 23 条（入館料等）には、公立博物館ではやむを得ない事情がある場合を除き、原則入館料等を徴収してはならない旨定められています。

札幌博物館に収蔵される資料は、博物館活動センター開設前から市民と協働して集めたものや寄贈されたもので、市民共有の財産です。札幌博物館は、これらの資料を使って調査・研究を行い、その成果をできる限り多くの方に知ってもらい、利用者との協働で活動を展開していくことを目指しています。そのためには、気軽に入館していただくこと、また何度でも足を運んで継続的な活動の場として利用してもらうことが必要であると考えています。

以上を踏まえ、国内の他館の事例なども参照し、適切な利用料金（入館料等）のあり方についても、検討を進めます。

¹⁵博物館法：昭和 26（1951）年に制定され、博物館の設置や運営に係る法律。平成 20（2008）年に一部改正された（学習の成果を活用して行う教育活動機会の提供、運営状況の評価及びそれらの情報提供、国や都道府県教育委員会による研修実施等）。